

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

岡山厚生年金 事案 1363 (事案 194 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から26年9月10日まで
昭和23年11月にA社に入社した後に新しい工場に異動したものの26年まで同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録の訂正を申し立てたが、これを認められなかった。納得できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料が無い、ii) 申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番も無い、iii) 申立人が異動したとしている新しい工場は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが推認されるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないと主張して、再度、申立てを行っているが、それを裏付ける新たな資料、証言等はなく、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月2日から37年10月1日まで

A社B出張所に勤務していた申立期間の給与は、特別な技術を有していたため、他の従業員よりも高額の4万円から4万5,000円程度であった。標準報酬月額が不当に低くなっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の役員及び承継事業所も特定できないことから、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立てに係る事業所における他の従業員の標準報酬月額をみても、申立人のそれとほぼ同様に推移している上、同僚の証言からも申立人が主張する技能に応じた給与が支給されていた事情はうかがえない。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間の標準報酬月額は 4 万 5,000 円から 13 万 4,000 円であったと記録されているが、記憶している当時の給与月額から判断して 13 万円から 15 万円程度であったと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立てに係る事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同事業所が加入する企業年金基金が保管している標準報酬月額記録通知書に記載された申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、自らの報酬月額は特別に高額であったわけではなく同僚と同程度であった旨供述しているところ、申立人の同僚（同期入社）に係る申立期間の標準報酬月額は申立人と同様に 4 万円から 14 万円程度で推移している。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 42 年 12 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、自分で請求手続を行った記憶も、事業所を通じて請求した記憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名及び押印がある上、社会保険事務所長（当時）の決裁印が押されているなど適正な裁定手続が行われていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、上記の裁定請求書及び退職所得の受給に関する申告書の押印記録から、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の住所地（当時）の最寄りの郵便局に昭和 43 年 3 月 28 日に送金されていることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 28 日から 39 年 3 月 12 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、自分で手続を行った記憶はなく、会社から脱退手当金について説明を受けた記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立てに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立てに係る事業所における資格喪失日から約5か月後の昭和39年8月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人と近接する時期に申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の証言から、申立期間当時、同事業所は退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていたものと推認される上、申立人が同事業所を退職した際、再就職の意思はなかったと供述していることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。